

令和2年度 事業経営評価

団体名		(公財) 大阪市救急医療事業団		所管所属名		健康局	
-----	--	-----------------	--	-------	--	-----	--

中期目標	中期目標期間				
	令和2年9月11日から令和6年3月31日までの4年間				

財務運営の実績に関する評価(財務運営に関する事項)						
年度計画達成状況	指標Ⅰ 診療収入百万円当たりの物件費					
	目標値	R2目標 401,958円		R3目標 318,727円	R4目標 235,497円	R5目標 235,497円
	実績値	H30実績 247,200円		R1実績 235,497円	R2実績 527,576円	目標達成率 76.19%
	中期計画に対する進捗状況		イ	ア:「順調」 イ:「遅れあり」 ウ:「計画の見直し必要」		
	指標Ⅱ 診療収入百万円当たりの患者窓口未収金額(当該年度分)					
	目標値	R2目標 897円		R3目標 805円	R4目標 713円	R5目標 713円
	実績値	H30実績 590円		R1実績 713円	R2実績 754円	目標達成率 118.97%
	中期計画に対する進捗状況		ア	ア:「順調」 イ:「遅れあり」 ウ:「計画の見直し必要」		

外郭団体の自己評価	当該事業年度の達成状況について	
	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で診療体制の確保に多大な労力を要したが、大阪市や府医師会など関係団体の協力もいただきながら初期急病患者の診療体制維持・確保及び後送病院の確保を行い、市民の安心・安全な生活に寄与した。 物件費については、患者数減少に伴い医薬材料費が減少したが、それ以上に診療収入が大幅に減少したため、目標を達成することができなかった。一方、未収金については、窓口での徴収を強化したり、督促を根気強く行ったことにより、目標を達成することができた。	
	最終目標(中期計画)達成に向けた課題及び課題解消に向けた次年度以降の取組について	
	物件費の節減については、光熱水費、消耗品費等をはじめ経費全般にわたり現状を見直し、事務書類の簡素化や各種の情報処理システムの導入等事務処理の効率化を図り、業務の委託化の拡大やジェネリック医薬品の導入を拡大するなど、一層の固定経費の抑制に努めるとともに、職員のコスト意識を高め予算を効率的に執行していく。未収金の縮減については、救急医療は、健康保険証や現金を持参していない受診者も多く、未収金が発生しやすい状況にある。患者自己負担金の請求を適正に行い、未収金発生防止に努めるとともに、督促の回数の増加など未収金対策を強化することで、一定の成果を挙げてきたところであるが、引き続き収納率の向上を図っていく。	

専門家の評価	公認会計士、税理士その他の財務に関する専門的な知識及び経験を有する者の意見	
	物件費については、新型コロナウイルスの影響により診療収入が予想以上に低い金額で推移したため、物件費のうち固定費部分の負担が大きく、診療収入百万円当たりの物件費は高い水準となり、目標未達となった。	
	未収金については、想定どおりの回収により、目標達成となった。	

市の審査	指標の達成状況		審査結果
	b	a: 指標全部達成 b: 指標一部未達成 c: 指標全部未達成	診療収入百万円当たりの物件費については、固定的物件費の負担が重く、目標とした水準の約76%にとどまった。一方、診療収入百万円当たりの患者窓口未収金額(当該年度分)については、患者自己負担金の請求を適正に行い、未収金発生防止に努めるとともに、督促の回数の増加など未収金対策を強化することで、目標を達成した。新型コロナウイルス感染症拡大の影響が多大な中、専門家の評価も踏まえ、事業団が記入した内容については妥当と判断する。

当該事業年度の評価	当該事業年度の指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた本市の総合的な評価	
	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の急拡大が当該団体の事業運営に多大な影響を及ぼすこととなった。具体的には、当該団体が運営する休日急病診療所を受診した患者数が令和元年度の約37%の水準にとどまり、診療収入も約35%の水準となった。このような状況の中、当該団体として新型コロナウイルス感染症対策を行い、患者、医療従事者の安心、安全を確保しながら、適切に事業運営を行ってきたことは評価できる。令和2年度は二つの指標のうち、一つが未達成となったが、未達成の指標については、次年度に向けて洗い出した課題に基づき、改善策を着実に実行する必要がある。新型コロナウイルス感染症の今後の見通しが不透明な中ではあるが、引き続き対象事業運営を安定的かつ継続的に行うことができる財政基盤の確保を図るよう、当該団体により一層の努力を求めたい。	
	助言等及び講ずるよう求めた措置の内容【大阪市内外郭団体等への関与及び監理に関する条例第7条第5項】(※必要な場合のみ)	